日程

2024年12月19日(木)・20日(金)

会場

広島国際会議場

第57回障害者支援施設等全国大会

広島

全国大会

中国地区大会

大会テーマ

共生社会への更なる挑戦

インクルーシブで持続可能な本人中心の意思決定

令和6年度

第12回　障害者支援施設部会全国大会
中国地区　広島大会　開催要項

大会テーマ

「共生社会への更なる挑戦」

～ インクルーシブで持続可能な本人中心の意思決定 ～

大会趣旨

2022年の障害者権利条約に基づく国連による対日審査を受け、障害者が置かれている様々な法制度の見直しが進められています。特に、第19条で規定されている障害のある人の地域での自立した生活の推進と、それに向けた支援体制の強化が求められることとなりました。

この度、2024年度の報酬改定を機に、障害福祉サービスの重要な柱として、共生社会の実現に向けた本人の意思決定を支援することが、私たちの重要な使命となりました。この大会では、再び入所施設の専門性やその存在意義、役割について実践を通じて見直し、障害のある方々にとって共生社会をどのように推し進めていくかを考える大会とします。

日　程　令和6年　12月19日(木)～20日(金)

会　場

大会会場　広島国際会議場
〒730-0811　広島県広島市中区中島町 1 - 5（平和記念公園内）TEL 082-242-7777

情報交換会　ANAクラウンプラザホテル広島
〒730-0037　広島県広島市中区中町7-20　TEL 082-241-1111

主　催　公益財団法人　日本知的障害者福祉協会
中国地区知的障害者福祉協会　広島県知的障害者福祉協会

後　援（予定）　広島県　広島市（社福）広島県社会福祉協議会　広島県社会福祉法人経営者協議会
（一社）広島県手をつなぐ育成会　（社福）広島市手をつなぐ育成会
（公社）広島県就労振興センター

定　員　530名

対　象　障害者支援施設　障害関係事業所等の職員並びに関係者等

参加費

会員施設	：	一人　15,400円	税込	（14,000円　税額 1,400円）
一般	：	一人　18,700円	税込	（17,000円　税額 1,700円）
情報交換会	：	一人　12,650円	税込	（11,500円　税額 1,150円）

日程・プログラム

【1日目】12月19日(木)　　会場　フェニックスホール

11:15	12:00	12:50	13:45	14:45	15:00	17:20	18:30	20:30
受付	開会式	行政説明	基調講演 「障害者にとっての意思決定支援と共生社会」	休憩	シンポジウム 「共生社会に向けた意思決定支援のあり方」 ～障害者支援施設の取り組むべき要素、進むべき方向性～	移動	情報交換会	

11:15～12:00　参加者　受付

12:00～12:40　開会式

主催者挨拶
来賓祝辞

12:50～13:40　行政説明

演題　**「共生社会等における施策について」（仮題）**
講師　服部　剛　　氏（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐）

13:45～14:45　基調講演

演題　**「障害者にとっての意思決定支援と共生社会」**
講師　横藤田　誠　氏（広島大学名誉教授）

15:00～17:20　シンポジウム

「共生社会に向けた意思決定支援のあり方」
～障害者支援施設の取り組むべき要素、進むべき方向性～

助言者　横藤田　誠　氏（広島大学名誉教授）

シンポジスト
服部　剛　　氏（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐）
樋口　幸雄　氏（社会福祉法人京都ライフサポート協会　理事長）
（日本知的障害者福祉協会　会長）
小澤　温　　氏（筑波大学大学院（人間系）教授）

コーディネーター
榎本　博文　氏（社会福祉法人ひまわり福祉会　常務理事　施設長）
（日本知的障害者福祉協会　副会長）
（障害者支援施設部会　部会長）

18:30～20:30　情報交換会　　会場　ANAクラウンプラザホテル広島

【2日目】12月20日(金)　　分科会会場　ヒマワリ・ダリア・コスモス・ラン

8:30　9:00　　11:40　12:20　12:30

開場	分科会 ❶専門的な意思決定支援の姿　～今こそ求められる意思決定支援～ ❷強度行動障害を有する方への専門的支援のあり方　～支援体制の構築にむけて～ ❸共生社会における支援施設の役割と責任　～地域とつながる障害者支援施設とは～ ❹支援施設でのICTの活用　～ICT・AI導入における、生産性向上とは～	全体まとめ	閉会式

8:30～ 9:00　開場

分科会

第1分科会

「専門的な意思決定支援の姿」～今こそ求められる意思決定支援～

昨今の障害福祉施策では、障害者権利擁護において様々な法制度の見直しが図られています。障害者支援施設においては、意思決定支援はもとより入所者個々への地域生活への意向確認が義務付けられる一方で、現在、国では成年後見制度の見直しに向けた検討が進められています。このような中で、私たちは利用者の意思をどのように汲み取り、実現していくか等、その過程を整理し、専門性のあるべき姿を学習する機会としたいと思います。

講　演　**「障害のある人の意思決定支援」（仮題）**
講師　松崎　貴之　氏
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
虐待防止専門官／障害福祉専門官

実践報告

報　告①**「意思を汲み取る関係づくり」**
土井　邦嵩　氏　社会福祉法人あおい会　障害者支援施設太陽の丘　副施設長（和歌山県）

報　告②**「地域移行時の意思決定支援のあり方」**
塚田　実央　氏　社会福祉法人愛泉会　障害者支援施設向陽園　支援員（山形県）

助言者　松崎　貴之　氏　厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 虐待防止専門官／障害福祉専門官

コーディネーター　國澤　宗厳　氏　社会福祉法人ひかり苑　障害者支援施設ひかり苑　施設長（山口県）

9:00～11:30

第2分科会

「強度行動障害を有する方への専門支援のあり方」～支援体制の構築にむけて～

障害者支援施設の大きな専門的役割として、強度行動障害を有する方への対応が求められます。アセスメントの取り方、具体的アプローチの方法など、環境面を含めた継続的な対応が社会生活を支える大きな要素となっています。障害者支援施設における支援人材の専門性とは何か。他機関との連携、構造化や手順書の工夫など内外での課題について、事例等を通して更なる工夫を凝らせるよう理解を深めたいと思います。

講　演　**「強度行動障害を有する者の支援体制について」**
講師　山根　和史　氏
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 発達障害施策調整官

実践報告

報　告①**「強度行動障害のある人への建物・整備の工夫」～ソフトとハードは支援の両輪～**
鶴田　安弘　氏　社会福祉法人あしたか太陽の丘　障害者支援施設富士見学園　施設長（静岡県）

報　告②**「強度行動障害を有する方の行動をどう捉えるべきか」～事例を通して感じた行動の意味～**
千田　康弘　氏　社会福祉法人美谷会　障害者支援施設美谷の里　支援員（岐阜県）

報　告③**「入所施設におけるコンサルテーション活用」**
大谷　健太　氏　社会福祉法人陽気会　障害者支援施設よろこび荘　施設長（兵庫県）
遠山　伸一　氏　社会福祉法人陽気会　サポート統括部　統括マネージャー

助言者　山根　和史　氏　厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 発達障害施策調整官

コーディネーター　丸山　和幸　氏　社会福祉法人三田谷治療教育院　障害者支援施設芦屋翠ホーム 施設長（兵庫県）

第3分科会

「共生社会における支援施設の役割と責任」～地域とつながる障害者支援施設とは～

大会テーマである共生社会を目指す中で、障害者支援施設が既存の支援体制の中でどのような役割を果たせるかを検討することが今後重要です。障害者支援施設が地域支援体制に対して積極的に関与するとともに、地域における存在のあり方や機能を広くアピールすることで、今回の事例等を参考にしながら、地域の中での障害者支援施設が今後、活躍する機能を見直したいと思います。

実践報告

報　告①「**入所施設を地域化するために」～地域理解の醸成と地域課題への貢献～**
相浦　卓也　氏　社会福祉法人邑元会　障害者支援施設しびらき　施設長（埼玉県）

報　告②「**暮らしのサポートセンター（緑どころ）と連携しての地域づくり**」
阿部　みづ　氏　社会福祉法人大麻福祉の町　障害者支援施設草の実学園　生活支援員（徳島県）

報　告③「**『地域』とつながる入所施設の役割とは**」
髙村　昌裕　氏　社会福祉法人足羽福祉会　障害者支援施設足羽更生園　理事長（福井県）

助言者　白石　孝之　氏　社会福祉法人彩明会　理事長（埼玉県）
日本知的障害者福祉協会　政策委員会 副委員長

司　会　久保田 史章 氏　社会福祉法人「ゼノ」少年牧場　障害者支援施設「ゼノ」なごみの家
施設長（広島県）

9:00～11:30

第4分科会

「支援施設でのICTの活用」～ICT・AI導入における、生産性向上とは～

現在、介護、福祉業界へも進められている ICT の分野については、介護ロボット等を実際に導入している事業所、また模索、検討している事業所等があります。支援現場では、本来の目的である、利用者の方への対応に必要な支援時間を ICT・AI 等の活用によってより多くの時間確保を目指しています。

今回、先駆的な導入事例や安全な介護機器の特性、業務省力化の取組みの事例を紹介することで、参加者でそれらを共有し、これからの福祉業界の変革に備えたいと思います。

実践報告

報　告①「ご利用者の安全快適な生活と職員ファーストの取り組み」～ICT、ロボット導入の視点から～
吉田　浩之　氏　社会福祉法人福知山学園　みわ翠光園
法人サポートセンター部長／理学療法士（京都府）

報　告②「ICT導入後の変化と今後の課題」
後藤　直温　氏　社会福祉法人高知県知的障害者育成会　障害者支援施設かがみの育成園
課長・サービス管理責任者（高知県）

グループワーク

コーディネーター 情報提供　**「福祉施設におけるAI、ChatGPTの活用」**
恒松　祐輔　氏　社会福祉法人つつじヶ丘学園　業務執行理事・施設長（熊本県）

司　会　前崎　宏幸　氏　社会福祉法人庄原さくら学園　障害者支援施設庄原第２もみじ園
施設長（広島県）

11:40～12:20

全体まとめ

祐川　暢生　氏　障害者支援施設部会　副部会長
社会福祉法人侑愛会　副理事長
障害者支援施設　明生園　園長

12:20～12:30

閉会式

1.申込方法のご案内

〇参加登録サイトは、日本知的障害者福祉協会のホームページに掲載されております。 http://www.aigo.or.jp/
当案内書をご一読いただき、申込みにつきましては「参加登録サイト」にて東武トップツアーズ株式会社広島支店までお申込みください。
電話・FAXによるお申込みは受付致しておりませんのでご了承ください。

申込期間：令和6年10月 1日（火）午前10時～11月 6日（水）

支払期限：令和6年11月18日（月）

【支払方法のご案内】
★クレジットカード決済（インターネット限定・インボイス発行不可）
申込完了後、支払画面にて「クレジットカード」を選択し、諸注意をご確認頂くと、カード決済画面に入ります。
カード番号、有効期限を入力して決済を行ってください。
★銀行振込（インボイスをご希望の方はこちらを選択ください）
・申込完了後、支払画面にて「銀行振込」を選択し、振込予定日を入力してください。
・銀行振込内容を確定しますと、お支払い内容・振込先指定口座・振込受付番号が表示されます。
・支払確定画面は印刷し、保管してください。
・請求書発行画面では「あて名」等を操作して請求書（ｲﾝﾎﾞｲｽ)を発行してください。
・銀行振込の際、印刷した支払確定画面に記載の「振込受付番号」をお支払人名義の前に記載し振込ください。
※振込金受取書をもって当社の領収証に代えさせていただきます。
※振込手数料はお客様負担となりますので予めご了承ください。

お支払後、各種参加証（大会参加券・分科会参加券・情報交換会参加券・宿泊利用券等必要な書面を
すべて印刷（2次元バーコード）してご持参ください

2.大会参加登録について ※旅行契約には該当しません。

大会事務局のご依頼に基づき、大会参加費・情報交換会参加費を東武トップツアーズ株式会社広島支店が代行収受します。

【大会参加費】お一人様15,400円（会員施設）
18,700円（一般） お支払後又は11月19日以降の取消はご返金の対象となりません。

【分科会参加登録】各分科会は定員制となっております。満席の場合は他の分科会にご参加ください。

【情報交換会参加費】12月19日（木） 「ANAｸﾗｳﾝﾌﾟﾗｻﾞﾎﾃﾙ広島」 18：30～20：30 3階オーキッド
お一人様12,650円【取消料】11月26日以降は全額かかります。

3.宿泊のご案内 ※東武トップツアーズ（株）の募集型企画旅行です。

宿泊設定日：令和6年12月18日(水)・19日(木) 2泊

	部屋タイプ	申込記号	旅行代金	備考
ダイワロイネットホテル広島	シングル	A-1	9,300円	広島電鉄「中電前」電停より徒歩約1分
	ツイン(2名利用)	A-2	7,300円	
	※ユニバーサルツイン(1名利用)	A-3	13,300円	
	※ユニバーサルツイン(2名利用)	A-4	8,300円	
ホテルエスプル広島平和公園	シングル	B-1	5,800円	広島電鉄「中電前」電停より徒歩約1分
	ツイン(2名利用)	B-2	5,300円	
リーガロイヤルホテル広島	シングル	C-1	14,600円	広島バス「広島バスセンター」徒歩すぐ、または「紙屋町」徒歩約3分
	ツイン(2名利用)	C-2	12,400円	
	※ハンディキャップルーム(1名利用)	C-3	20,100円	
	※ハンディキャップルーム(2名利用)	C-4	14,600円	
ホテル呉竹荘広島大手町	シングル	D-1	8,300円	広島電鉄「中電前」電停より徒歩約1分
	ツイン(2名利用)	D-2	6,900円	
	※ユニバーサルトリプル(1名利用)	D-3	9,900円	

宿泊設定日：令和6年12月19日（木）1泊

	部屋タイプ	申込記号	旅行代金	備考
ホテル法華クラブ広島	シングル	E-1	9,100円	広島電鉄「袋町」電停より徒歩約3分
	ツイン（2名利用）	E-2	8,000円	
三井ガーデンホテル広島	シングル	F-1	11,300円	広島電鉄「袋町」電停より徒歩約5分
	ツイン（2名利用）	F-2	8,600円	
	※アクセシブル(1名利用)	F-3	14,600円	

〇旅行代金はお一人様1泊あたり1泊朝食付き（サービス料・税金込み）の料金です。〇ホテルのお部屋には限りがありますので、お申込みは先着順とさせていただきます。〇お部屋は全て禁煙ルームとなります。〇※印のお部屋は、車いす利用者の方専用のお部屋です。〇最小催行人員1名・添乗員は同行いたしません。〇旅行条件を必ずお読みの上、お申込みください。〇旅行代金・旅行条件は2024年9月20日を基準としております。

4.変更・取消について

〇いずれの項目につきましても、お申込み後の変更・取消は、WEBサイトよりお早めに手続きしてください。
手続き操作において ご不明な点は電話でも承ります。
〇お取消しの場合、各項目毎で時期により取消料がかかります。お客様のご都合による取消で銀行等へのご返金の場合は振込手数料を差し引いてのご返金となりますことをご了承ください。
尚、弊社営業時間外のご連絡は、翌営業日とさせていただきますのでご了承ください。

〈宿泊の取消料について〉

取消日	旅行開始の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日前日の解除	旅行開始当日の解除	旅行開始後の解除または無連絡不参加
	20日目から8日目まで	7日目から2日目まで			
取消料	無料	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※ご宿泊当日13:00までに取消の連絡がない場合は無連絡不泊として取扱い、100%の取消料を申し受けます。
宿泊について契約成立以降に解除される場合は、1泊ごとに上記の取消料を申し受けます。

5.個人情報について

個人情報の取扱について：当社は旅行参加申込の際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために使用させていただく他に、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関・手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲で共同利用させていただきます。当社の個人情報取扱方針は、当店又はホームページでご覧ください。
(https://tobutoptours.jp/site_info/privacy.html)

6.会議会場周辺マップ

広島国際会議場から
ANA クラウンプラザホテル広島までは徒歩約 15 分

★研修内容に関するお問い合わせ先
事務局　広島県知的障害者福祉協会（担当・中田）
〒732-0816　広島市南区比治山本町 12-2
TEL 082-254-3416　FAX 082-256-2228
Email：jimu@hiroshima-aid.jp

旅行企画・実施
◆お申込み先・お問い合わせ先
観光庁長官登録旅行業第 38 号　JATA 正会員　ボンド保証会員
東武トップツアーズ株式会社　広島支店
「第 12 回障害者支援施設部会全国大会　中国地区　広島大会」
デスク：宋(そん)・李(りー)

〒730-0035
広島県広島市中区本通 6-11（明治安田生命広島本通ビル 6F）
旅行業務取扱管理者：小坂正宏
電話：050-9002-5449　FAX:082-542-1333
Email:sss-hiroshima2024@tobutoptours.co.jp
営業日・営業時間
平日 9：30～17：30（休業日 土・日・祝日）

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお訊ねください。

【客国 24-279】

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社広島支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

１、 お申込み方法・条件と旅行契約の成立

⑴ 当社は、団体･グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

⑵ 所定の申込書によりお申込みください。

⑶ 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

⑷ 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

２、旅行代金のお支払い

旅行代金は、募集要項の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

３、旅行代金に含まれるもの

募集要項に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

４、旅行内容・旅行代金の変更

⑴ 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

⑵ お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

５、旅行契約の解除

⑴ お客様は、募集要項の変更・取消について記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

⑵ お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

⑶ 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

６、旅程管理及び添乗員等の業務

⑴ 添乗員は同行いたしません。

⑵ 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。
また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要と する事由が生じた場合における代替サービスの手配及び 必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

７、当社の責任及び免責事項

⑴ 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お１人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

⑵ お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

８、旅程保証

⑴ 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。 ①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は 観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機 関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着 空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の 条件⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に 記載があった事項

⑵ ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。 ①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。） ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置 ②契約書面･確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

⑶ 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

９、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

１０、お客様の責任

⑴ お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

⑵ お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に 努めなければなりません。

⑶ 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

１１、個人情報の取扱い

⑴ 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていた だきます。

⑵ 当社は、本項⑴の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

⑶ 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

⑷ 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来たす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。 お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

⑸ 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

１２、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

１３、その他

⑴当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

⑵この旅行条件・旅行代金は 2024年9月20日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは
【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社

広島支店

〒730-0035 広島市中区本通６－11
明治安田生命広島本通ビル6階
電話番号０５０-９００２-５４４２
FAX番号０８２-５４２-１３３３
営業日：平日（土日祝は休業）営業時間9：30～17：30
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者：小坂 正宏

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

（2017.6版）

旅行業公正取引協議会会員